

指定短期入所生活介護事業所ショートステイ施設久万の里 運営規程

第1条 (趣旨)

この規程は、社会福祉法人喜久寿(以下「本会」という。)が開設する指定短期入所生活介護事業所ショートステイ施設久万の里(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2条 (事業の目的)

事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練(以下「サービスの提供」という。)を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第3条 (運営の方針)

事業所は、第2条の規程によるサービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族の交流を目指すものとする。

第4条 (事業所の名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

① 名 称 指定短期入所生活介護事業所ショートステイ施設久万の里
(指定介護老人福祉施設久万の里に併設)

② 所 在 地 愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生三番地580番地24

第5条 (本体施設との関係)

この事業所は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5の規程により、本会が設置経営する指定介護老人福祉施設久万の里(以下「本体施設」という。)が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)(以下「居宅サービス基準」という。)第121条第2項の規程による、本体施設の入所者に利用されていない居宅を利用して行う指定短期入所生活介護事業及び同条第4項の規程による併設事業所として一体的に行う指定短期入所生活介護事業所とするものとする。

第6条 (内容及び手続きの説明及び同意)

事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

第7条 (サービスの提供と援助)

- 1 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象にサービスの提供を行うものとする。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供の開始前から終了時に至るまで、利用者が継続的に保健福祉サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第8条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、別紙1の通りとする。

- 第9条 (職員の勤務体制)
1 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。
- 2 勤務表は4週毎、始期1週間前までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所におけるサービスの提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接営業を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 4 本会理事長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
- 第10条 (利用定員)
事業所の利用者の定員は、1日当たり18人までとする。ただし、本体施設の入所者に利用されていない居室がある場合はこの限りではない。
- 第11条 (提供拒否の禁止)
事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- 第12条 (サービス提供困難時の対応)
事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 第13条 (受給資格の確認)
1 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定短期入所生活介護を提供するよう努めるものとする。
- 第14条 (要介護認定等の申請に係る援助)
1 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。
- 第15条 (心身の状況等の把握)
事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
- 第16条 (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)
事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供するものとする。

第17条 (サービスの提供の内容及び取扱方針)

- 1 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に努め、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 事業所におけるサービスの提供の内容は、次の通りとする。
 - ① 送迎
 - ② 入浴、排泄、食事等の介護
 - ③ 日常生活上の世話
 - ④ 機能訓練
 - ⑤ 保健医療サービス、その他健康保持のための措置
 - ⑥ レクリエーション等を含む、その他の福祉サービス
 - ⑦ その他必要な相談、助言、援助等
- 3 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体の保護を確保するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第18条 (介護計画の作成)

- 1 事業所の介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 2 前項の規程により作成する介護計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム(三団体ケアプラン策定研究会方式)とする。
- 3 第1項の規程による介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

第19条 (サービス提供の具体的内容)

- 1 事業所が行うサービス提供の具体的内容は、次の通りである。
 - ① 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って実施
 - ② 1週間に2回以上、適切な方法による入浴または清拭
 - ③ 心身の状況に応じた適切な方法による排泄bの自立についての必要な援助
 - ④ おむつ使用者に対する適切な取替えの実施
 - ⑤ 離床、着替え、整容、その他の適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話

- ⑥ 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
 - ⑦ 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練の実施
 - ⑧ 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
 - ⑨ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、他の援助
 - ⑩ 適宜、利用者のためのレクリエーション行事等の提供
 - ⑪ 前各号の他、必要と思われる入所中の世話
- 2 事業所は、前項のサービスの提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 事業所は、サービスの提供に当たっては、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言、他の援助を行うものとする。

第20条 (利用料その他の費用の額)

- 1 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に応じた額とする。
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

<ul style="list-style-type: none"> ① 通常の送迎の実施地域外の送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) 通常の実施地域を超えた距離数 × 30円 ② 食費として厚生労働大臣が別に定める額とする。 ③ 滞在費として厚生労働大臣が別に定める額とする。 ④ 理美容代 ⑤ 電気製品を持ち込み使用される場合の電気代 ⑥ 貸し出し用テレビを使用される場合のテレビ使用料 	実費 50円／日 50円／日
⑦ 前各号に掲げるものの他、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることができるもの	
- 3 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第21条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用枠の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第22条 (通常の送迎の実施地域)
事業所の通常の送迎の実施地域は、久万高原町の地域とする。

第23条 (サービス利用に当たっての注意事項等)

- 1 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならぬ。
 - ① 火気の取扱いに注意すること。
尚、受動喫煙防止につき施設建物内及び敷地内の喫煙を禁止するものとする。
 - ② 建物、備品、その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - ③ 喧嘩、口論または暴力行為等、他人に迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きによりサービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - ① 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - ② 故意にこの規程等に違反した者

第24条 (緊急時における対応)
事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第25条 (事故発生時の対応等)

- 1 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をい行うとともに、必要な措置を講じ、状況及び処置について記録するものとする。
- 2 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

第26条 (身体拘束の制限)
事業所のサービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他のご利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
尚、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご利用者またはその家族に説明、同意を行い、その病態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ななった理由を記録する。

第27条 (虐待防止のための措置に関する事項)

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。
- 2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備することとする。
- 3 事業所は、職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施することとする。
- 4 事業所は、虐待防止のための措置を適切に実施するための責任者を置くこととする。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員、又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを久万高原町に通報するものとする。

- 第28条 (非常災害対策)
事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。
- 第29条 (衛生管理等)
1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上の必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第30条 (苦情処理)
事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講じるものとする。
- 第31条 (秘密保持)
1 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 事業所は、職員であった者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 第32条 (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)
事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者またはその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 第33条 (掲示及び広告等)
1 事業所は、事業所の見やすい場所にこの規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額、その他サービスの内容等の重要事項を掲示するものとする。
2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであてはならない。
- 第34条 (会計の区分等)
1 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。
2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

第35条 (記録の整備等)

1 事業所は、次の諸記録、その他重要な帳簿を整備するものとする。

① 利用料に関する重要な関係書類

② 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

③ その他事業所運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第36条 (委任)

この規程に定める事項の他、事業所の運営について必要がある場合は、居宅サービス基準による他、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 13 年 7 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 16 年 8 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 19 年 8 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙1

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 職種及び員数

職種	人數	
	常勤	非常勤
施設長	1人 (うち兼務1)	
事務員	2人 (うち兼務2)	
生活相談員	1人	
介護職員	7人以上 (うち兼務1)	1人
看護職員		
機能訓練指導員	1人 (うち兼務1)	
管理栄養士	1人 (うち兼務1)	0人
調理員	全部委託	
医師(嘱託)		4人
合計	13人以上	5人

(2) 職務内容

施設長 (管理者)	理事長の命を受け、施設の業務を統括し施設の管理運営に当たる。
事務員	施設運営に関する事務に従事する。
生活相談員	利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
介護職員	利用者の介護、処遇に当たる。
看護職員	利用者の看護、機能訓練指導等及び利用者の健康管理に当たる。
管理栄養士	給食献立及び給食業務に当たる。
医師	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。